

# 7 障害福祉制度

## 1 障害者手帳



### ● 身体障害者手帳

**対象** 身体障害者(児)

**内容** 身体障害者福祉法、児童福祉法などに基づく制度によって援護を受けようとする場合に必要です。障害の程度により1級から6級までの区分があり、その等級によって利用できる制度が異なる場合があります。

担当窓口:お住まいの区の区役所・北須磨支所保健福祉課、玉津支所

### ● 療育手帳

**対象** 知的障害者(児)

**内容** 指導・相談および各種の援護措置を受けやすくするために交付します。障害の程度によりA(重度)・B1(中度)・B2(軽度)の区分があり、等級により利用できる制度が異なる場合があります。

担当窓口:お住まいの区の区役所・北須磨支所保健福祉課、玉津支所(18歳未満のみ)

連絡先は、P.32をご確認ください。

### ● 精神障害者保健福祉手帳

**対象** 精神障害者

**内容** 精神障害者の方の自立と社会参加の促進を図るために交付します。障害の程度により1級から3級までの区分があり、等級により利用できる制度が異なる場合があります。

担当窓口:お住まいの区の区役所・北須磨支所保健福祉課、玉津支所(申請受付のみ)

連絡先は、P.32をご確認ください。

## 2 障害福祉サービス



障害福祉サービスは、個々の障害のある方の障害程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)をふまえて支給決定が行われます。

担当窓口:お住まいの区の区役所・北須磨支所保健福祉課または障害者相談支援センター

連絡先は、P.32の区役所・支所またはP.33の障害者相談支援センターをご確認ください。

### ・ 居宅介護(ホームヘルプ)

調理・掃除・買物等の家事援助、食事介助・排泄介助・身体の清拭等の身体介護、通院等介助

### ・ 行動援護

行動上著しい困難を有する知的障害者(児)や精神障害者に行う外出支援

### ・ 短期入所事業(ショートステイ)

居宅において介護する人が、病気その他の理由により一時的に介護できない場合に障害者支援施設等で行う短期の入所

### 3 地域生活支援事業



#### ● 意思疎通支援事業

聴覚・言語等障害者が、公的機関や医療機関等へ行く場合に手話通訳者や要約筆記者を派遣したり、区役所に手話通訳者を配置したりして、意思の疎通を図ります。対象となるのは、市内在住の聴覚・言語障害者です。連絡先は、P.37をご確認ください。

#### ● 相談支援事業(障害者相談支援センター)

障害者・障害児とその家族および介護者などからの相談に応じ、情報の提供や助言等必要な支援を行います。障害者相談支援センターは、P.10をご確認ください。

#### ● 日常生活用具費支給事業

障害者(児)の日常生活を便利に、または容易にするために必要な用具の購入費の一部を支給します。詳しくは、P.28-④をご確認ください。

#### ● 地域活動支援センター

障害者が通う施設として、創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流、自立および社会参加を支援するために必要な援助を行います。

#### ● 在宅障害者福祉センター

障害者やその家族のための生活・福祉などに関する相談や福祉情報の提供、機能訓練、入浴サービス、障害福祉サービスなどを実施しています。連絡先は、P.37をご確認ください。

#### ● 移動支援(ガイドヘルプ)

小学生以上の屋外での移動が困難な障害者に、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加を促します。

#### ● 日中一時支援(日帰りショート)

障害児・障害者を対象に、障害者支援施設、その他の施設において介護を行う者が疾病や冠婚葬祭等により一時的に居宅での介護が困難になった場合に、日中における活動の場を提供します。

#### ● 重度障害児(者)入院時コミュニケーション支援事業

学齢児以上の重度障害児(者)で、発語がわかりにくいなどのため、医療機関において入院時の医師や看護師との意思疎通が十分に図れない場合、本人の希望があれば障害福祉サービスでご利用中のヘルパー(居宅介護従事者)等をコミュニケーション支援員として派遣し、円滑な診療行為などが行えるよう支援します。ただし、院内にて重度訪問介護の利用が可能な方は、対象外です。

移動支援(ガイドヘルプ)・日中一時支援(日帰りショート)・重度障害児(者)入院時コミュニケーション支援事業については、お住まいの区の区役所・北須磨支所保健福祉課へご相談ください。

区役所・支所の連絡先は、P.32をご確認ください。

## 4 補装具・日常生活用具



### ● 補装具費の支給

損なわれた身体機能を補うための用具（補装具）の購入または修理に要する費用の一部を支給します。支給には所得制限があります。

**対象者** 身体の障害により補装具を必要としている者等

**対象種目** 障害種別の補装具の種目は、神戸市サイトをご確認ください。

### ● 日常生活用具費の支給

障害者（児）の日常生活を便利に、また容易にするために必要な用具を購入する費用の一部を支給します。支給には所得制限があります。

**対象種目** 障害種別の日常生活用具の種類や詳細は、神戸市サイトをご確認ください。

お住まいの区の区役所・北須磨支所保健福祉課（補装具）、区役所・北須磨支所保健福祉課、玉津支所（日常生活用具）へご相談ください。

区役所・支所の連絡先は、P.32をご確認ください。

## 7

### 障害福祉制度

## 5 交通機関の利用支援

対象の方は、福祉乗車証またはタクシー利用助成もしくは自動車燃料費助成の中から、ご自身の社会参加の方法に応じて一つ選択していただけます。

お住まいの区の区役所・北須磨支所保健福祉課・玉津支所へご相談ください。

区役所・支所の連絡先は、P.32をご確認ください。

### ● 福祉乗車制度(福祉パス)

障害のある方へ社会参加の促進及び移動支援のため、対象の交通機関を無料でご利用できる福祉乗車証(福祉パス)をお渡ししています。

対象交通機関や交付資格など、詳しくは神戸市サイトをご確認ください。



### ● タクシー利用助成

重度心身障害者の方の社会参加の促進のため、タクシー乗車料金の一部を助成します。

対象者や利用券の交付枚数など、詳しくは神戸市サイトをご確認ください。



### ● 自動車燃料費助成

重度心身障害者の方の社会参加の促進のため、自動車燃料費の一部を助成します。なお、本人による利用のほか、その家族の送迎による場合も対象となります。

対象者や助成金額など、詳しくは神戸市サイトをご確認ください。



### ● リフト付バスの利用

リフト付バス(マイクロバス)が利用できます。

対象者や利用定員など、詳しくは神戸市サイトをご確認ください。

連絡先は、P.38をご確認ください。



## 6 心身障害者扶養共済制度



障害のある方を扶養している保護者が、毎月一定額の掛金を納めることにより、保護者がお亡くなりになられたとき、または重度障害状態に該当されたと認められる月の分から、障害のある方に終身にわたり一定額の年金をお支払いする任意の共済制度です。

※掛け金について、生活保護を受給している方、市民税が非課税の方などは掛金の減免対象となる場合があります（1口目のみ対象です）。

対象者や毎月の掛金など、詳しくは神戸市サイトをご確認ください。

お住まいの区の区役所保健福祉課、北神区役所保健福祉課、須磨区北須磨支所保健福祉課へご相談ください。

区役所・支所の連絡先は、P.32をご確認ください。

## 7 障害児入所施設



障害のため在宅での生活が困難な児童の入所施設です。入所のご相談は、各施設またはこども家庭センターで行います。

施設と連絡先の一覧は、P.38をご確認ください。

## 7

### 障害を理由とする差別に関する相談窓口



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が、平成28年4月1日に施行されました。

神戸市では、不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮の提供をしてもらえなかったなど、障害を理由とする差別に関する相談を受け付けています。

**電話** 078-322-0310（平日8時45分～12時、13時～17時30分）

**FAX** 078-322-6044

**メール** syogai\_sabetsu@office.city.kobe.lg.jp

**窓口相談** 事前予約制（平日8時45分～12時、13時～17時30分）